



# WAKWAK

発行

代表理事 岡本 茂  
〒569 高槻市富田町2丁目 13-8  
-0814 ハイソ白菊1F  
TEL/FAX 072-693-9005  
E-mail:jinken@ba.wakwak.com  
URL:http://wak2.jimdo.com

## ボードレスアート教室 「わんだーぼっくす」後期が開講



### きらりと光る個性を発掘

障がいのある・ないの垣根を取り払い、知的障がい者のきらりと光る個性やオリジナリティをアートで発揮する「わんだーぼっくす」。

5月からスタートしたこの教室では小中学校や府立支援学校の生徒さん、障がい者通所施設利用者など12名が毎月土曜日の2回楽しく受講しています。

### 12月にボードレスアートフェスタ開催予定

生徒のみなさんは水彩画はもちろん、自画像やランプシェード、掛軸制作にも挑戦。

作品展示やワークショップを中心としたボードレスアートフェスタをフェスタヒューマンライツ（12月2日開催）とあわせて開催予定です。



### 各種基金事業採択、後援も決定

後期からは定員を15名へ拡大、新規受講生も募集します。

また、WAKWAKのボードレスアートという新しい分野事業を評価いただき、6月には大阪府の福祉基金地域福祉振興助成、高槻市社会福祉協議会の善意銀行預託金払出事業にそれぞれ採択いただきました。

又、高槻市・市教育員会・社会福祉協議会の後援も決定しました。

## 後期プレ体験教室のご案内



日時：10月13日（土）・27日（土）  
午前10時～11時半

場所：富田青少年交流センター2階  
定員：各15名（定員を上まわった場合は抽選となります）

締切日：10月3日（水）午後5時まで  
参加費：500円

対象者：小学生以上（介助者が必要な方は介助者の付き添いをお願いします）

\*詳細は同封チラシをご参照ください。

後期は11月10日（土）から開講します。11月～3月の月2回土曜日開催。定員15名で締切りは10月31日（水）。受講料は3,000円（月額）です。

# 「成年後見制度 遺言のイロハから学ぶ」学習会

認知症高齢者・親亡き後の障がい者の財産管理、生活の安心、権利擁護のための成年後見制度について6月26日に学習会を開催しました。

学習会には70名が参加。リーガルサポート大阪支部の馬場雅貴司法書士さんから「成年後見制度」についてわかりやすく説明いただきました。

今回の学習会は社福つながり・つながり後援会との共催。又、高槻市長寿生きがい課からも市民後見人養成事業について説明いただきました。

以下、学習会の要約です。責任は編集部にあります。



「成年後見制度って何なの—成年後見人の  
できること、できないこと」  
講師 馬場雅貴司法書士

## リーガルサポートとは

私たちは司法書士ですが、リーガルサポートという団体に加盟しています。法務省の認可を受けた司法書士の団体です。成年後見業務という公益的な業務をするために別の公益社団法人をつくってそこに加盟して成年後見業務をしています。

みなさんから「後見人が必要だ」「親族からの候補者がいない」場合に、家庭裁判所が我々の名簿の中から推薦します。司法書士会、弁護士会、社会福祉士会の団体も同様な形をとっています。



## 老後の不安や心配？

みなさん、老後を過ごす時に何が心配ですか。体の健康ですよね。もう一つは健康な心と精神です。

一番目は自分の健康（身体）と財産、お金。

二つ目に、家族の看護や介護、扶養。

三つ目は、亡くなった後の心配です。

そんなに自分には財産がないといっても「相続で子どもたちに争いが起きないか」「自分が死んだ後、葬儀は誰がやってくれるのか」「兄弟は遠方において、お互い高齢やし来てくれるやろか」。または、「世話をかけたくない」とかで葬儀の事も心配になります。

これは、おそらくみなさん共通の心配事だと思います。



## 成年後見制度とは

成年後見制度は介護保険制度と同時に平成12年4月1日にスタートしました。

頭の方はしっかりしているけれども身体的機能が低下した場合の介護・見守りは介護保険制度が役割を果たします。

一方で、判断能力が低下した場合のお金の管理やご本人の身上監護をするのが成年後見人であって、その基本となるのが成年後見制度です。

成年後見人というのが家庭裁判所から選ばれて財産管理や身上監護をします。法定代理人ともいわれます。

## 社会福祉協議会の地域権利擁護事業



若干、判断能力が低下しているけれども、日常の金銭管理を社会福祉協議会に任せることをご理解いただける程度の判断能力をお持ちの場合は、社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」をご利用できます。これも、広い意味で成年後見の一環だと思います。成年後見制度の枠組みには入っていませんが、類似の制度かなと思います。

## 「保証人・身元引受人」「医療行為の同意」は後見人で出来ない

「保証人・身元引受人」は後見人には出来ません。

後見人は法定代理人として、お金の支払いとかはしますが、他人の借金の保証までは出来ません。現実にする、しないとは別に、法律上「後見人には出来ない」ということです。

また、「医療行為の同意」も後見人は出来ません。法律では、原則本人です。法律的には出来ませんが、現実的には同意することがあります。

法的に権限のない人が同意して効力があるのか疑問ですが、現実的にはお医者さんが一番困っておられるだろうと思います。



## 死後については「死後事務契約」が必要

「葬儀（死後事務）」ですが、これも後見人には出来ません。後見人は、ご本人が生きている間はその方の代理が出来るんです。亡くなられた瞬間に代理権はなくなります。民法では、亡くなられたらその方の財産はすべて相続人に帰属します。

「葬儀をきちんとしてほしい」「納骨はここに」「永代供養」等をすべてきちんとしてもらおうとすると、「死後事務契約」を別にしておいていただかないとできません。ただ、認知症の方は無理ですから、判断能力が十分あって「こうなった時にはこうして欲しい」とお考えがあって出来ることです。

## 市民後見人養成講座がスタートしました！



すでに大阪市では 2007 年度から、岸和田市では昨年 2011 年度から市民後見人養成事業を実施しています。

市民後見人の人材育成をうたった国の「老人福祉法改正」（2012 年 4 月施行）、「障害者総合福祉法」（2013 年 4 月施行）を受け、大阪府が府内市町村とともに今年度から養成事業をスタート。

7 月 9 日にオリエンテーションが行われ、書類審査を経て 8 月末から基礎講習が開始されました。

参加市町村は高槻市、豊中市、富田林市、岸和田市、河内長野市、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町の 7 市 2 町。

高槻市からの受講者は 22 名、全体では 66 名が基礎講習に参加しました。

WAKWAK からは岡本代表理事が参加。4 日間の基礎講習の後、実務講習・施設実習が 3 月まで行われ、すべてを終了して面接審査の後、市民後見人バンク登録となります。

## 二つの成年後見制度—法定後見と任意後見



利用者に判断能力がない、あるいは判断能力が不十分な場合に、事後的な措置としてその方の代理人になるのが「法定後見制度」です。

利用者に完全ではないが判断能力がある場合が「任意後見制度」です。

自分が認知症になった場合はこうして欲しい」とか、「終末医療についての希望」とか今後そういうことを取り決めておくことも必要になってくると思います。

ご自分がまだ十分判断能力がある時に「これから判断能力がなくなってきた時にどうして欲しいのか」を信頼できる方（弁護士、司法書士とか専門家でなくてもお友達でも親族でもどなたでも構いません）を選任しておかれた方が良いと思います。

## 成年後見申立件数は10年間で3倍に

成年後見制度がスタートしていない旧制度（禁治産・準禁治産）の平成11年度で後見（禁治産）は2,963件、保佐（準禁治産）は671件。両方足しても、4,000件にもなっていませんでした。

成年後見制度がスタートした平成12年には後見が7,451件、保佐が884件だったのが、平成23年には申立件数が31,402件になっています。平成12年からすると3倍以



上です。毎年3万人以上の申し立てが続いていますが、高齢者・障がい者全体の数から比較するとまだまだ利用されていません。

これには、受け皿側の問題もあります。専門職が確保できていません。だから、市民後見人の養成も必要になってきます。

## 親族以外の後見人が増加

次に本人と成年後見人の関係です。平成12年は子ども・親・配偶者・兄弟姉妹・その他親族で90.9%、残りの9.1%が専門職その他であったのが、平成23年では親族は55.6%、親族以外の方が44.4%とほぼ同じくらいに近づいています。

弁護士会でもそうですが、司法書士会でもリーガルサポートに入っているのはおそらく2割ぐらい。大阪に司法書士は2,200人ぐらいいるんですが、400名ちょっとでまだまだ成手が少ない。



昨年からは弁護士、司法書士、社会福祉士に加え、行政書士の他に税理士、精神保健福祉士が数字でもカウントできるまでになり、市民後見人も92件になっています。色んな職種や法人が、あらゆる場面で後見人の受け皿になっていかないとだめだと思います。

## 遺言で意思を明確に伝えておく

近年、遺言をされる方も増えてきています。親、配偶者の義務としてきちりとしておくべきと思います。

一つには死亡後の相続等に関する争いの種を残さない。

二つ目には、家族への思いとか寄附の意思等を明確にしておく。

三つ目には、障がいを持っておられるお子



さんがおられたらその看護とか、できるだけ多くその方に財産を相続したいとか。

実際に必要な場合として、夫婦間に子どもがないケース。ご主人が亡くなった時は、ご主人のご兄弟と共同の相続になります。そうすると、現に、自分たちが住んでいた家の取り扱いの件でもめることがあります。

子どもが不仲のケースも親が遺言で意思を明確にしておく必要があると思います。

### 遺言には3種類

遺言には、まず「自筆証書遺言」というのがあります。

これは、遺言する人が遺言の全文を書かれて日付を入れて、お名前を自分で書かれて印鑑を押す遺言です。ですから、パソコンとかワープロで打ったのはだめです。

次に、「公正証書遺言」。

これは公証人役場で作るんですが、通常は司法書士とか弁護士が事前に文案をご相談させていただいています。それを公証人が公正証書遺言という形に変えて、ご本人が公証人役場に行かれた当日にその内容を確認されて公正証書遺言になります。

三つ目が「秘密証書遺言」です。

書かれて封筒に入れておくのですが、ご本人が亡くなられた後、自筆証書遺言、秘密証書遺言とも家庭裁判所で「検認」という手続きが必要です。



「検認とは、相続人に対し遺言の存在およびその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加筆訂正の状態、署名など遺言の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続き」で、遺言の有効・無効は判断しません。

我々が一般的に勧めるのは「公正証書遺言」です。一番、無難かなと思います。



帆布生地には絵柄を焼き付けるアイロン作業は思いのほか苦戦でしたが、強力なボランティアグループのみなさんの協力を得て、すべて完売できました。ご協力いただいたみなさん、本当にありがとうございました。



「わんだーぼつくす」受講生の作品をデザイン化したアイト作品（Tシャツ、布製鞆、弁当袋・靴入れ鞆、ティッシュケース入れ、ポストカード等）を展示販売しました。人気があったのはデザインを選び名前を入れられるオリジナル不帆布鞆。

ボードレスアートデザインを完売—さすぽ夏祭り—  
七月二十一日土日に開催された「さすぽ夏祭り」にWAKWAKとして初出店。

## 会場からの質疑

Q:「息子2人のうち、1人が知的障がい者です。親亡き後の遺産相続・財産管理等、どのようにすればよいのか？」

A:障がいのある方への相続を遺言でされておく。そして、お母さんがお元気なうちに後見申立てをして後見人なり保佐人になられておいて、万が一、亡くなられた時は引き継げるように手続きを進めておかれた方が良くと思います。

Q:「成年後見を利用した際に費用はいくらぐらいかかるのでしょうか？」

A:成年後見人の報酬のことをおっしゃっているとします。

これは後見人が決めるのではなく裁判所が決めます。同じ仕事をしたとしても、預貯金が100万円の人と1,000万円の人とでは出てくる報酬は違います。仮に、年間30万円かかるとしても100万円の方が30万円を出すとしたらその方の生活が成り立たなくなります。そういう場合は極めて低額にするとか、費用申し立てそのものを控える事もあります。

認知症になって生活保護のケースであっても、行政の補助とか利用しながらその範囲での報酬になりますので、報酬の点は心配されなくてもよいと思います。



Q:「成年後見制度を受けるにはどんな条件があるのか」「ご本人の状態がどの程度で成年後見が妥当とされるのか？」

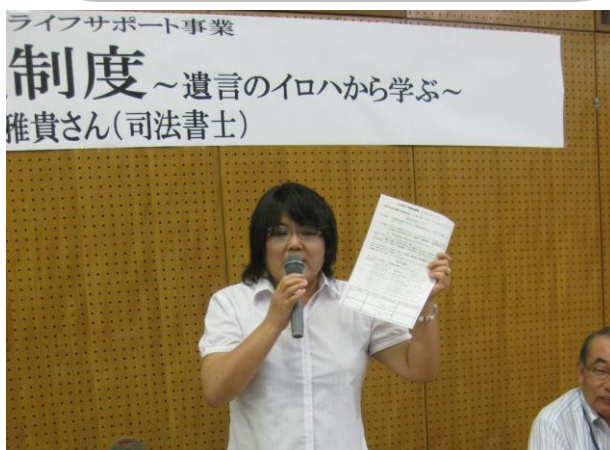
A:成年後見をされる際には、家庭裁判所に診断書を出します。精神科の医師のことが多いのですが、かかりつけの主治医さんがおられたらご本人さんの判断能力の状態を診断していただいて、「判定についての意見」のところに「自己の財産を管理し処分することが出来るかどうか」の項目があり、「出来ない」にチェックされると申し立てが出来ます。

「自己の財産を単独で処分する事が出来る」というところにチェックが入ると、成年後見は必要がないということになります。

一番軽い場合では「補助」、その次が「保佐」、そして「後見」となります。

Q:「成年後見人はどんなことをしてくれるのでしょうか。死ぬまでは見てくれるが、死んだ後の葬儀手続き・死後の整理等はしてくれないと聞いたのですが？」

A:成年後見人は生きている間の仕事なので、法律的には死後の手続きは出来ません。ただ現実には、葬儀とか緊急を要するので、遺体の引き取りとか葬儀とかは権限がないけれども、相続人の方がおられたら事前に御連絡して「ご本人の財産の中からこういう費用を使いますがよろしいでしょうか」と対応するケースが私の場合にはあります。



Q:「親族の後見人が減少していることについて、親族が勝手に取ってしまうとかの影響はあるのでしょうか？」

A:親族が勝手に使ってしまう事件もそれなりにあることはあります。ただ、後見人を誰が監督しているかと言えば、後見監督人を選任した場合は監督人がしますが、一般的には家庭裁判所が監督しています。

ただ、数が増えると家庭裁判所で中々監督しきれないというのがあります。結果的に、本人のためではなく後見人が自分のために使ってしまうケースが多いので、家庭裁判所の意識としては「この方にしてもらおうとちょっとまずいなあ」とか「資産の多い方は専門家にしておこう」という考えは間違いなくあると思います。

しかし、身上監護とかご本人の面倒をみるとかは親族の方が良いので複数で後見人になって療養看護や身上監護は御親族が、金銭管理は専門家がやるというのも考えられています。



Q:「障害のある子どもがいるんですが、兄弟がしっかりしている場合でも、親族以外の後見人についていただくことは可能なのでしょうか？」

申し立てされた方が親族以外をご希望されれば、親族以外の選任は可能です。同意は必要ではありませんが、一般的には関係者の同意書をいただきます。

「自分たちでは大変だから専門家になってほしいんだ」ということであれば全く問題はないです。専門家の場合は報酬が発生します。親族でも報酬の申し立ては出来ますが、一般的には取られないことが多いので、第三者の専門家に頼まれると報酬が発生する事を承知ください。

Q:「複数というのは例えば、兄弟で3人でも4人でもいいということでしょうか？」

お父さんが認知症になられて、兄弟それぞれが牽制し合っている場合は、家庭裁判所は双方とも選任せず、専門家を選任します。「自分たちがなりたい!」とおっしゃっても不相当とします。

後見人を誰にするかは、家庭裁判所の専権事項です。

Q:「市民後見人養成事業の現状は？」

A:(長寿生きがい課副主幹:国廣菜穂子さん)

高槻市においても今年度からの事業ですのでこれからです。大阪市、岸和田市とかではすでに実施されていて、市民後見人として選任された方がおられると聞いています。

養成講座、実務講習、面接を経て後見人バンクに登録していただきます。市長申立ての際に、例えば施設に入所されていて身寄りがいないとか相続とかでもめることのないケース、普段のお小遣いを管理するような専門家でなくてもよい比較的問題がないケースについて、受任調整会議で誰が適当かを選んだ上で裁判所に候補者として申立てをするという事で予定しています。



